平成２５年第８回大仙市教育委員会定例会会議録

平成２５年第８回大仙市教育委員会定例会を平成２５年８月１９日（月）午後２時から大仙市立大曲図書館３階視聴覚室において開催した。

出席委員

物　部　長　仁
鈴　木　直　樹
富　樫　佳　典
伊　藤　　良
竹　原　まゆみ
三　浦　憲　一

説明員

教育指導部長	小笠原　　晃
生涯学習部長	佐　藤　裕　康
教育総務課長	佐　藤　彰　洋
教育指導課長	千　田　寿　彦
教育研究所長	須　田　百合子
生涯学習課長	山　谷　喜　元
文化財保護課長	細　川　良　隆
スポーツ振興課長	滝　沢　清　寿
学校給食総合センター所長	鈴　木　喜　一
総合図書館長	邑　山　兼　光
総合市民会館長	羽根川　和　雄
花館公民館長	千　葉　伸　夫
神岡中央公民館長	石　山　雄　康
西仙北中央公民館長	三　浦　廣　一
中仙公民館長	草　薙　祐　喜
協和公民館長	加　藤　恭　造
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　　徹
太田公民館長	小　松　孝　勝

書記

教育総務課参事	大　河　洋　子
教育総務課主幹	田　口　広　龍

付議案件

(1)　議案第42号　大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定に関する臨時代理について

(2)　議案第43号　大仙市就学指導委員会委員の委嘱について

物部委員長
（開会の挨拶）
（書記の指名）
（前回会議録を承認することについて、会議に諮り、承認された。）
教育長報告に入らせていただきます。三浦教育長、お願いします。

三浦教育長
（資料により教育長報告を行った。）

物部委員長
続いて、各課、所、公民館から行事報告をしていただきます。

各課・所・館長
（資料により教育委員会各部署から事業報告、行事報告を行った。）

物部委員長
ありがとうございました。以上、教育長報告をしていただきました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

鈴木委員
平和中で行われます防災教育、防災訓練についてです。もう少し詳しい情報を教えていただけないでしょうか。

教育指導部長
計画といたしましては、平和中学校を会場にしておりますけれども、平和中学校の全校生徒が参加して宿泊までを含めた防災訓練を行います。ほかの地域に関しましては、中学生サミットのメンバーを中心に各中学校から生徒、引率教員に参加していただいて今回の防災訓練を地域全体で共有していただきます。この後の計画としましては、地域を回りながら防災教育を進めていきたいと考えております。

鈴木委員
大体、旧市町村単位で実施するということでしょうか。

教育指導部長
そのように進めていきたいなと考えております。ただ、市全体の防災訓練も毎年地域を回って行っておりますので、こうしたものも踏まえて年次計画を策定していきたいと考えております。

鈴木委員
分かりました。

物部委員長

ほかにございませんでしょうか。

私からですが、８月９日の教職員研究集会に参加させていただきました。教育フォーラム、キャリア教育をテーマにした研究集会でした。大変素晴らしい研究集会で、私自身、大変勉強になりましたし、感動いたしました。高校の先生方も国際教養大を卒業されて社会人になった佐々木さんも素晴らしかったです。大仙市の教育の方向は間違ってない、確かな確実なものだという教育長のお話に大変感銘を受けました。感想ですけれども、大変素晴らしい研究集会だったなと感じました。一言申し上げます。

それでは、教育長報告は以上とさせていただきます。

次に、付議案件に入ります。議案第４２号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定に関する臨時代理についてを議題といたします。教育指導課長、お願いします。

教育指導課長

議案第４２号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定に関する臨時代理について、御報告申し上げます。

資料１２ページを御覧ください。

本要綱は、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市が学用品費、医療費、学校給食費など必要な援助を行うことについて定めたものであります。

就学援助費は、生活保護費受給世帯の保護者を要保護者、これに準ずる保護者を準要保護者として認定し、支給しております。このうち、準要保護者の認定に当たっては、厚生労働省が定めた「生活保護法による保護の基準」を参考にしているところでありますが、本年５月１６日にこの保護基準が改正され、今年の８月１日から適用されることに伴い、現行の「大仙市就学援助費支給要綱」の規定では、８月１日以降、改正後の保護基準がそのまま反映されることとなります。

しかしながら、今回、保護基準が引き下げられることに伴いまして、８月１日以降の準要保護者の認定に当たりましては、この見直しによる影響が及ばないようにとの国からの要請がありました。これを踏まえ、改正後の保護基準を適用しないで、これまでの保護基準を適用することとしたものであります。

これに伴い、緊急に要綱の一部を改正する必要がありましたが、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がありませんでしたので、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定によりまして本年７月３１日付けで臨時代理により事務処理したものであり、同条第２項の規定により教育委員会に報告し、承認を求めるものでございます。

１３ページを御覧ください。要綱の改正内容でありますが、平成２５年８月１日から平成２６年３月３１日までの間、準要保護者の認定に際し、第４条第２号アに規定する「生活保護法による保護の基準」とあるのは「今回の改正前の生活保護法による保護の基準」と読み替えて適用することとする特例措置を附則第２項として新たに設け、これに伴い「施行期日」に関する条文に見出し及び項番号を付し、条文整理を行うものであります。

施行期日は、平成２５年８月１日としております。
以上、御報告申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
ただいまの報告、説明につきまして、御質問等ございませんでしょうか。

富樫委員
この特例により何名くらいの人が救われて費用はどのくらいかということと、来年３月３１日までということですけれども、その後については新しい基準を適用するものか説明をお願いします。

教育指導課長
ただいまの御質問を想定して対応すべく担当と資料の準備や検討を進めてきましたけれども、個別に全ての一人一人の状況を算定していかなければならないという作業がありまして、人数というところまではちょっと難しい状況がございました。例えば、仮にモデルとしまして３０代の父親と２０代の母親で幼児と小学生がいるという家庭の場合で、年収３００万円程度の家庭を想定したときに、新しい基準でいきますと２８４万円程度で該当しなくなるということであります。個別に全部計算していかなければならないということで、大変複雑な計算のために人数までは割り出すことはできませんでした。ただ、国の方針としましては、段階的に来年、再来年とさらに引き下げるようです。本市といたしましては、今年度内は引き続き従来の基準を適用し、不利益にならないようにしていきたいということです。大変申し訳ございません。

物部委員長
大変ご苦労様です。毎年、毎年大変ですね。よろしいでしょうか。

富樫委員
急に変更のないように､保護者の皆様が困らないように対応をお願いしたいと思います。

三浦教育長
全体的に何割ぐらいかということは、分かりますか。

教育指導課長
個別に難しい計算式で計算していかなければならないもので、それも難しいものがあります。ただ、今年度の準要保護世帯数は、年々減ってきています。要保護児童生徒数は、全体の児童生徒数約５，８００人に対しまして６０人程度となっております。準要保護児童生徒数は、４３０名程度となっております。要保護の方々は増えているんですが、準要保護の方々は減ってきているという状況です。

三浦教育長
　別の都市の教育委員会に聞いたところ、要保護は３割を超えているところもあるようです。大阪辺りも軽く超えるということで、要保護は増えているという日本の現状ではないのかなと思っております。

物部委員長
　このことにつきまして、よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

各委員　（なし）

物部委員長
　それでは、議案第４２号大仙市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱の制定に関する臨時代理については、報告のとおり承認することといたします。
　次に、議案第４３号大仙市就学指導委員会委員の委嘱についてを議題といたします。教育指導課長、お願いいたします。

教育指導課長
　議案第４３号大仙市就学指導委員会委員の委嘱について御説明申し上げます。資料の１４ページを御覧願います。１５ページに委員の名簿がございますので、そちらも御覧願います。
　就学指導委員会とは、幼児、児童生徒の障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行いまして、適切な就学指導を行うために設置している調査・審議機関であります。
　本案は、大仙市就学指導委員会規則第３条の規定によりまして、１５ページの名簿のとおり委嘱しようとするものでございます。
　任期は、平成２５年９月１日から平成２６年８月３１日までとしております。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

物部委員長
　ただいまの御説明について御質問等ございますでしょうか。

伊藤委員
　新しく就学する児童等のみを対象としているものか、幼児、児童生徒全員を対象としているものか、お知らせ願います。

教育指導課長
　就学時健診につきましては、翌年小学校に就学する全幼児を対象に行っておりますが、その中でいわゆる通常の学級でよいのか、それとも特別支援学級、あるいは特別支援学校といった学校がよいのか検討を要する子どもさんにつきまして、適切な就学について審議するものです。また、必ずしも小学校入学前の幼児だけではなく、既に小学校に入学して

いる児童、あるいは中学生でも通常の学級から特別支援学級へとか、あるいは特別支援学校へというような就学につきましても、審議していただいております。

伊藤委員
　審議するための対象者名簿というものがあるわけですか。

教育指導課長
　はい、そうです。事前に専門検査員が回って歩きまして、名簿を作成し、資料もそろえた上で就学指導委員会を開いております。

教育指導部長
　補足させていただきますと、先ほど申し上げました専門検査員が児童福祉関係機関等と連携をとりながら、幼稚園、保育園を訪問して実際の子どもさんの様子を見たり、県の特別支援教育担当者の意見や医師の診断データ等を基にして名簿を作成しております。こうしたものを基にし、委員の方々から御意見を伺って適切な就学に向けて進めております。

伊藤委員
　ちなみに、どのぐらいの人数の方々がいらっしゃるんでしょうか。

教育指導部長
　実は本日の午前中に事前の会議がありまして、今日相談された方は４５名程でした。

三浦教育長
　年々、増えているんでしょう。

教育指導部長
　はい、そうです。親御さんから自主的に相談されるというケースもあります。

伊藤委員
　そのような場合には、どこに相談に行くのでしょうか。

教育指導部長
　直接、うちの教育委員会で受ける場合もありますし、県の出張所、それから特別支援学校でも相談を受ける体制にあります。それから、巡回相談といった時期を決めて受け付けているということもあります。

物部委員長
　伊藤委員、よろしいでしょうか。

伊藤委員

はい、分かりました。

物部委員長
大仙市は４パーセントぐらいだということですが、全国からするとそれでも低いそうであります。全国的には、６．８パーセントだそうです。

三浦教育長
毎年、増えているのは事実です。

物部委員長
ほかに御質問等ございませんでしょうか。

各委員　（なし）

物部委員長
ないようですので、議案第４３号大仙市就学指導委員会委員の委嘱については、原案のとおり委嘱することといたします。
以上で、本日の付議案件は、終了いたしました。
その他に入ります。教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長
次回９月の定例教育委員会の日程ですが、移動教育委員会といたしまして、南外の民俗資料館に展示しております野良着を委員の方々から見ていただきたいということで、これを見学した後、開催したいと考えております。場所は、南外のコミュニティセンターで９月２５日午後に開催したいと思っております。バスの手配なども考えておりますが、詳細につきましては、後日、通知したいと思います。検討をよろしくお願いいたします。

物部委員長
委員の皆様、御都合はよろしいでしょうか。

各委員　（異議なし）

物部委員長
それでは、９月定例会は９月２５日に移動教育委員会ということで、南外を予定しているということです。よろしくお願いいたします。　ほかに、何かございませんでしょうか。
今週土曜日２４日は、いよいよ大曲の花火大会です。どうか晴れますように、無事故でありますように、これをひたすら願っております。
本日の定例会は、以上を持ちまして閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会時間　午後３時００分